

自主消防組織の機能別消防団（自主消防班）への移行について

令和8年4月

役場総務課・消防団本部

1. 基本指針

消防団は、地域に根差した消防防災組織としての役割を果たしてきましたが、近年、若年層人口の減少やサラリーマンの占める割合の増加などで団員数が減少し、災害時に出動可能な団員についても減少しているのが現状です。

このような状況下、自主消防組織を区・地区ごと組織していただき、初期消火活動などの諸対応をお願いしているところですが、組織隊員の処遇改善と組織の円滑な運営を図るため、自主消防組織を（初期消火などの活動に限定した）機能別消防団（自主消防班）として位置づけ、引き続き、消防団と役割分担しながら、地域防災力の向上に努めることとします。

2. 災害発生時における活動について

(1) 火災発生時

- ① 自主消防班は、原則として管轄区（地区）内の火災について出動をお願いします。
- ② 消防団・自主消防班ともに、自家用車で火災現場へ出動した場合は、消防車の進入や消火活動に支障をきたさないよう道路の端に駐車し、だれでも車両が移動できるようにキーは付けたままとしてください。
- ③ 火災現場への誘導員は原則として消防団が行いますが、人員が見込めない場合は、自主消防班においても誘導活動を担当してください。
- ④ 自主消防班は、火災現場において消防団が到着していない場合は、到着するまでの間について初期消火活動を行い、消防団が現場到着して消防団現場本部が設置された後については、消防団長の指揮のもと消火活動を消防団に引き継ぐこととします。消防団長から要請があれば、引継ぎ後の諸対応をお願いします。
- ⑤ 自主消防班は、現場において、既に消防団が先着していた場合は消防団長の指揮に基づき、現場が鎮圧するまで誘導活動や機関等の資材の貸し出し等の応援活動を行うものとします。
- ⑥ 現場は、消防署、消防団及び自主消防班が協力して迅速な消火活動に努め、水利部署は消火活動に最良な場所を相互に調整することとします。
- ⑦ 消防団及び自主消防班間の情報伝達については、消防団長から区長（又は自主消防班の班長）へ無線機により伝達することを基本とします。
- ⑧ 自主消防班は、火災現場の鎮圧が見込める場合、または消防団長の指示があった場合は撤収し、撤収時に消防団長への連絡をお願いします。

⑨ 現場の残火処理及び再燃防止処理については消防団で行います。

(2) 行方不明者に対する人命検索活動

原則として、消防団及び自主消防班ともに村長からの要請により出動し、自主消防班は警察署・消防団長の指示に基づき、相互に協力して人命検索活動を行ってください。情報伝達方法については火災発生時の伝達に準じます。

(3) その他、機能別消防団（自主消防班）への移行に伴う変更点

- ① 名称を統一 → ○○区（地区）自主消防班
- ② 自主消防班の班員は消防団員と同様、活動現場等における負傷については公務災害補償制度により全額公費で対応します。また、万一の事故・事態に備えるため、引き続き、消防団員等福祉共済へ加入します。
- ③ 消防車両・小型ポンプ等の検査（車検）・修繕に要する費用、車両・ポンプ置場の整備・修繕費用、装備品の購入費用については、村で全額を負担します。なお、装備品の内容については、基本的に消防団に準じます。
- ④ 自主消防班に活動交付金として年間 20 万円を交付し、班員 1 人当たり年額 15,000 円の活動費（年報酬）を支給します。また、訓練及び災害時の出動に係る報酬は、各班（区・地区）において出動状況報告書を 2 月末までに提出いただき、年度末に年間分をまとめて支給します。なお、支払方法については、自主消防班（区・地区）に一括して支払い、区・地区から各班員へ支給していただくことを予定します。

【出動報酬】 2 時間まで @2,600 円 半日 @4,300 円 1 日 @7,100 円

※ 機関の手入れ、組織の打合せ会等は対象外

- ⑤ 火災時における連携体制の強化を図るため、消防団が毎年 7 月に実施している夏季訓練については、消防団と自主消防班による合同訓練の実施を予定します。訓練の実施箇所については、村内 8 地区の中からローテーションにより選定し、該当地区以外の自主消防班にも参加を依頼しますので、可能であれば対応をお願いします。
- ⑥ 自主消防班の班員は火災の情報を確認するため、豊丘村防災行政ナビ「ライブビジョン」のインストールをお願いします。